

行政改革大綱・集中改革プラン

大洲市第2期行政改革大綱・集中改革プランを策定

平成22年度から26年度の5か年計画

大洲市では、平成17年度からの第1期行政改革に引き続き、平成22年度から第2期行政改革に取り組みます。

平成21年度までの5年間で実施した第1期行政改革は、「効率的・効果的な行政運営」と「財政の健全化」という2つの大きな方向性を持って取り組みました。その結果、実質公債費比率の低減をはじめとする財政指標が改善の方向に向かっています。

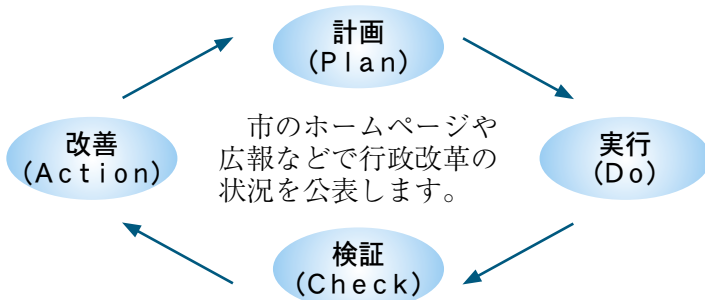
しかし、今後も自治体を取り巻く厳しい情勢が続くことにより、変わりはありませぬ。そこで、第1期行政改革の基本姿勢である「財政の健全化」はもとより、第2期改革では、市総合計画に描く大洲市のまちづくりを指し、時代に合った安定した行政運営が持続できる基盤づくりへとつながる改革にするため、「市民サービスの向上」や「地域・市民との協働」への取り組みなどを改革事項に位置づけていきます。

この改革が、「元気な大洲」を次の世代に残せる礎となる

★改革への7つの基本的な考え方

- 時代に合った事業・公共サービスの提供
- 効率的な行政運営
- 行政の役割の明確化
- 市民・地域と情報の共有、わかりやすい情報提供
- 市民や地域との協働
- 組織・機構の再編および定員管理の適正化
- 信頼される職員の育成

★PDCAサイクルによる実践



★集中改革プランの目標

- ① 実質公債費比率について
平成24年度決算以降**18%未満**とする。
- ② 財政調整基金について
標準財政規模の**7%相当額以上**に積み立てる。
- ③ 職員数について
5年間で**58人以上**を削減する。
- ④ 市民サービスの向上について
市民サービスの向上に努め、安定感のある効率的な自治体運営を図る。

★改革基本事項および改革推進プログラム項目

○全83項目（第1期集中改革プランからの継続56、新規27）

- | | |
|--|---|
| <p>1 事務事業の見直しと効率化（再編・整理、廃止・統合など） 【16項目】
第3セクターの点検評価の実施、行政評価制度実施による事務事業の見直しなど</p> <p>2 外部委託（アウトソーシング）の推進 【15項目】
学校給食センターの見直し、観光施設の管理のあり方の見直しなど</p> <p>3 健全財政の維持 【8項目】
実質公債費比率・経常収支比率の改善、各種団体等負担金支出の見直しなど</p> <p>4 自主財源の確保 【9項目】
封筒広告事業の実施、企業誘致に関する取り組みなど</p> <p>5 市民サービスの向上 【10項目】
学童保育の推進、育児サポート情報のホームページへの掲載など</p> <p>6 地域・市民との協働の推進 【5項目】
行政出前講座の実施、がんばるひとを応援する施策の実施など</p> | <p>7 定員管理の適正化 【5項目】
定員適正化計画による職員数削減、特別職の給与カットなど</p> <p>8 組織・機構の改革 【8項目】
学校教育関係施設の統廃合の実施、保育所施設の統廃合の検討など</p> <p>9 職員の意識改革と人材育成 【3項目】
人事評価制度の導入など</p> <p>10 計画の進捗管理と公表 【4項目】
財政状況の公表、行政改革大綱および集中改革プランの公表など</p> |
|--|---|



愛媛県森林環境税

えひめの森林をみんなで守り育てよう

— 愛媛県森林環境税 —

愛媛県では、平成17年度から5年間にわたり森林環境税を活用し、県民参加による「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」に取り組んできました。しかしながら、

- ・未だ整備されていない森林が多く存在している
- ・地球温暖化防止に向けた二酸化炭素吸収源として更なる森林整備が必要

などの理由から、

- ①税率の見直し ②課税期間を5年間延長 ③活用事業の内容を拡充

を行いました。

県民共有の財産である森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、今後とも皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【第2期森林環境税の概要】

区分	内容
税制度の概要	
納税義務者	〔個人〕 県内に住所がある人、県内に家屋数などを持っている人 〔法人〕 県内に事業所などを持っている法人など
税率	〔個人〕 年額700円 〔法人〕 県民税均等割標準税率の7%相当額（年額1,400円～56,000円）
課税期間	5年間（平成22年度～26年度）
納税方法	県民税均等割に上乗せして納めていただきます。
税収の使途	
森をつくる	地球温暖化防止や災害の防止、水源のかん養など、県民の森林に対する期待の高まりに対処して行う森林整備を加速化します。 ○地球温暖化防止のための森林整備、防災林整備 など
木をつかう	持続的に森林整備を進めるために不可欠な県産材の需要拡大、山村経済活性化などを拡充促進します。 ○公共施設の木造・木質化促進、木質資源の利用促進 など
森とくらす	県民参加による森林づくりを本格化します。 ○県民と森との交流促進、CO ₂ 排出権取引への取り組みや県民の森づくり活動を拡充 など

愛媛県森林環境税の詳細内容は、愛媛県ホームページをご覧ください。

○税の使途に関すること

森林整備課ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/h35900.html>

○税の仕組みに関すること

税務課ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/h10500.html>



E〜もりくん

児童扶養手当 現況届について

(8月1日～8月31日)

受給資格者全員を対象に、児童扶養手当を引き続き受ける要件について確認をします。毎年8月1日の状況を、「現況届」で提出しなければなりません。該当者には別途お知らせいたしますので、必ず期日までに届けてください。

なお、2年間提出されない場合、受給資格がなくなりますので、ご注意ください。

○手当月額（4月1日現在）
児童1人の場合
全部支給 4万1720円

一部支給 4万1710円
9850円
児童が2人の場合は、右記金額に5000円の加算、3人以降はさらに3000円ずつ加算されます。

※父子家庭の皆様への大事なお知らせ

平成22年8月1日から、父子家庭の皆様にも児童扶養手当が支給されます。平成22年11月30日までに忘れずに手続きをしてください。11月30日を過ぎると、申請した月の翌月からの支給になります。

詳しくは、社会福祉課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 社会福祉課子育て支援係
- ☎ 2111 (内線184)
- 長浜支所市民福祉課
- ☎ 1113 (直通)
- 肱川支所市民福祉課
- ☎ 2347 (直通)
- 河辺支所市民福祉課
- ☎ 2113 (直通)

2010 国勢調査

平成22年10月1日

国勢調査を実施します！

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 9月下旬から、国勢調査員が各世帯を訪問して調査票を配布します。
- 国勢調査員をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、身分証の提示を求めらるか、情報管理課情報統計係までご連絡ください。



国勢調査は、日本の未来、地域のまちづくりのための基礎資料になります！

総務省・愛媛県・大洲市

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査e-ガイド」もご覧ください。

国勢調査e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

【問い合わせ先】 情報管理課情報統計係 ☎24-2111 (内線374・375)

国民年金保険料の免除制度があります

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

全額免除制度

保険料の全額1万5100円(平成22年度の保険料額)が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月までは3分の1)が支給されます。

一部納付(一部免除)制度

保険料の一部を納付、残りの保険料を免除

一部納付は3種類です。それぞれの納付額(平成22年度保険料額)と年金額の計算は次のとおりです。

- ・4分の1納付(3780円)
↓ 年金額8分の5として計算(平成21年3月分までは2分の1)
- ・半額納付(7550円)
↓ 年金額8分の6として計算(平成21年3月分までは3分の2)
- ・4分の3納付(1万1300円)
↓ 年金額8分の7として計算(平成21年3月分までは6分の5)

*一部納付(一部免除)制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるためご注意ください。

若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。若年者納付猶予の期間は、将来受け取る年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額の計算には反映されません。

全額免除・一部納付(一部免除)・若年者納付猶予制度には、それぞれ所得の基準があり、基準の範囲内であることが必要です。(申請者本人のほか、配偶者および世帯主の人も所得基準の範囲内であることが必要です。「若年者納付猶予は、本人・配偶者の所得のみ」)

問い合わせ先

- 市民課市民第4係 ☎24-2111
- (内線111、112)
- 長浜支所市民福祉課 ☎52-1113 (内線23)
- 脇川支所市民福祉課 ☎34-2311 (内線222)
- 河辺支所市民福祉課 ☎39-2111 (内線123)

ごみ袋などの収入の使い道

指定ごみ袋などの収入の使い道について

平成11年4月からごみの分別収集に伴い、ごみの減量・分別の徹底・負担の公平化を目的に、指定袋によるごみの有料化を実施し、市内の指定小売店に委託して販売を行っています。

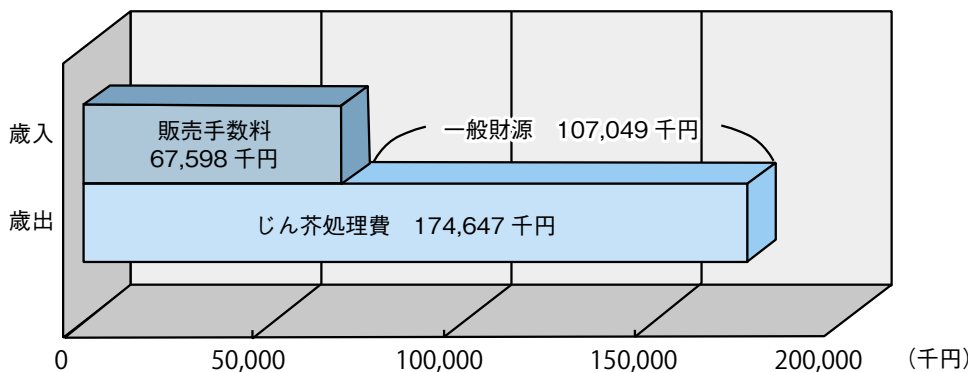
○指定ごみ袋の使用状況（平成21年度）

種類	指定ごみ袋		粗大ごみ
使用袋など	<p>もやすごみ袋</p> 	<p>もやさないごみ袋</p> 	<p>粗大ごみ処理シール</p> 
使用地域	大洲・長浜地域	大洲・長浜・肱川・河辺地域	大洲・長浜・肱川・河辺地域
世帯数	18,606世帯	20,153世帯	20,153世帯
販売枚数	1,580,610枚	323,060枚	361枚
販売手数料	56,455,400円	10,781,100円	361,000円
世帯使用	3,034円/世帯	535円/世帯	56世帯に1セット (全世帯の約0.3%)購入

※肱川・河辺地域の可燃ごみは、内山衛生事務組合にて処理を行っているため、もやすごみ袋は使用していません。

○販売手数料の使い道

指定ごみ袋および粗大ごみ処理シールなどの21年度の販売手数料67,598千円については、じん芥処理費（主なものとしては、指定ごみ袋の作成販売等経費、可燃物・不燃物・資源ごみなどの収集運搬業務および分別作業などに係る経費）に使用しており、じん芥処理費の財源の39%を販売手数料で賄っています。



【問い合わせ先】 保険環境課生活衛生係 ☎24-2111（内線158）